

# 1 放課後児童クラブの概要

## (1) 放課後児童クラブとは…

放課後児童クラブは、授業の終了後、児童を保護すべき家族が仕事等で不在の家庭を支援する制度で、学校余裕教室や専用室を使い開設しています。放課後の時間帯に児童をお預かりし、その間、専任の指導員が「生活」や「遊び」を指導することで、子どもの健全な育成を図るもので す。

## (2) 対象児童、利用要件

共働き、自営業の家庭や、保護者が長期にわたり家庭内の病人、心身に障害のある人を常時介護している家庭など、放課後の時間帯において子どもの面倒を見ることが難しい家庭の、概ね 10 才未満の児童（1～3年生）を対象としています。

※4年生以上の児童については、放課後児童クラブの定員に余裕がある場合は、受け入れる場合もあります。

### 開所時間、利用料など

#### 【開所日、時間】

- ・通常授業日 月曜日～金曜日の下校時～18時00分
- ・夏休み等 月曜日～土曜日の8時00分～18時00分

プログラムは 17：00 に終了しますので、開所時間内（18：00までに）お迎えをお願いします。

※休所する日 日曜日、国民の祝日、お盆（8月13日～15日）、  
年末年始（12月29日～1月3日）

#### 【利用料等】

- ・月額5,000円
- ただし、8月のみ7,000円
- ・多子世帯及び準要保護世帯は減免
- ・生活保護世帯は免除

※いずれも日割り計算による還付や減免は致しませんのでご注意ください。



#### 【別途、スポーツ安全保険料800円（年額）】

#### 【支払いの方法】

- ・納付書を各家庭に発送しますので、産山役場会計窓口でお支払いください。

#### (4) 基本的な過ごし方

- ① 下校となった児童は、帰宅せずに児童クラブ室へ“帰り”ます。
- ② 帰ってきたら、まず宿題をします。
- ③ 宿題の後、クラブ室内や校庭などで自由に遊びます。
- ④ 16時30分くらいに揃っておやつを食べます。
- ⑤ おやつの後、17時くらいまで外遊びをします。
- ⑥ 17時30分以降、クラブ室で保護者のお迎えを待ちます。（スクールバス利用の児童はバス運行時間にあわせて帰宅します。）

\*月単位でお誕生会を開いたり、季節の行事を実施します。

\*夏休みなどはプールで遊んだり、野外遊びをしたりします。

#### (5) 持ってきて欲しい物

- ・タオル  ・カップ  ・歯ブラシ  ・歯磨き粉  ・ハンカチ  ・ちり紙

#### (6) 欠席の確認

- ・学校をお休みするときは、児童クラブも欠席扱いにします。  
(スタッフが、小学校に子どもを迎えに行った時、学校職員に聞きます。)
- ・夏休み等の長期休業中は、事前に出席予定を伺いますが、急な欠席の場合は、児童クラブへ電話連絡をお願いします。（25-2151）

#### (7) 安全確認(不審者対策等)

- ・夏休み等の長期休業中は、保護者が、同伴で児童クラブまで連れてきてください。又、帰りは児童クラブまで迎えに来て下さい。
- ・お迎えが、保護者と違う場合は、事前に連絡や電話をして下さい。確認が取れないときは、保護者に電話をして確認します。
- ・小学校とも連携を取りながら、子どもの安全確保に努めます。

#### (8) その他

放課後児童クラブの利用申込みは、年度替りの一斉受付期間でなくても、当該年度の利用申込みであれば隨時受付をしています。

ただし、預かる児童の安全を図るため、定員を設定しており、定員に余裕のある範囲で受け入れが可能となりますのでご注意ください。

また、夏休みなどの長期学校休業期間についても、その時点で定員に余裕のある範囲で受け入れが可能となります。

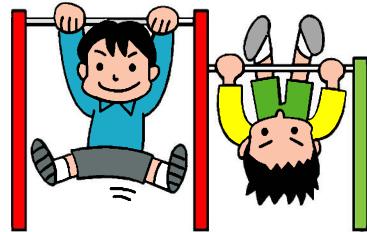
## 2 放課後児童クラブ

放課後児童クラブ名	住 所	TEL・FAX
うぶやま放課後児童クラブ	産山村山鹿412-3番地	25-2151

## 3 保護者様へのお願い

### (1) 児童クラブの役割

児童クラブは家庭の代わり！  
だからこそ、けじめやルールは教えます。



#### 習慣、けじめを培う

帰ってきたら、宿題をやろう！  
おやつは皆で食べよう etc…

#### 約束を守る

挨拶はキチンと！  
後片付けをちゃんとやろう etc…



ルールのなかには、帰ってきたら宿題をやる、おやつは皆で食べるといった習慣、けじめを培うものと、挨拶をきちんとする、後片付けをきちんとするといった約束形式のものがあり、いずれも小学生のこの時期に、家庭で教えなくてはならないことと私たちは考えています。



#### ここをお願いします！

ルールや約束を守ることの大切さを学ばせるために、指導員が子どもを褒めたり叱ったりします。褒め方、叱り方などで保護者の方のアドバイスがありましたらぜひ教えてください。

## (2) 活動中の事故や怪我

また、子どもたちは皆保険制度に加入しますので、治療日数（通院日数）に応じて共済金が支給されます。詳細はクラブ、または産山村教育委員会までお問い合わせください

預かる子どもの数に応じ、常時複数名の指導員が指導にあたりますが、活動中の事故などを完全に防ぐことは不可能です。

施設や遊具の瑕疵については行政と連携して安全を保つよう努力していますが、遊具を使った遊びにしても、サッカーや野球にしても、どんな場面でも事故の可能性は秘められています。

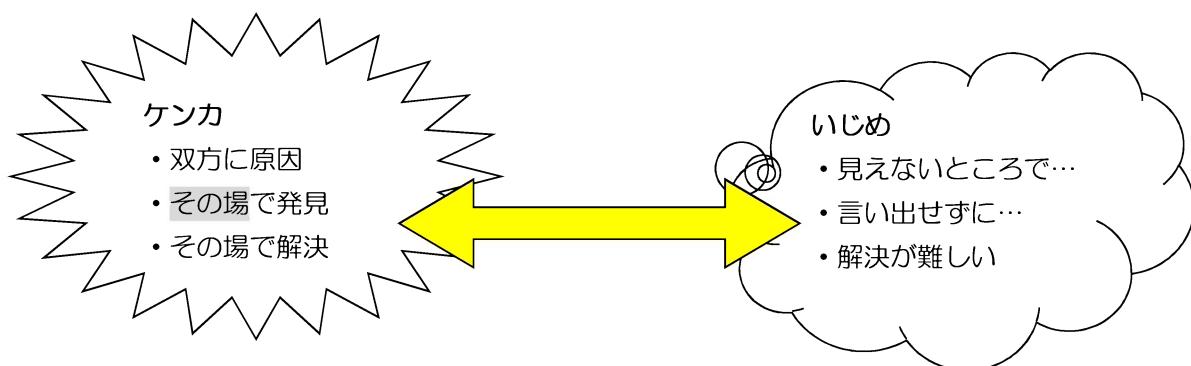


### 万一事故のあった時は…

- ① 応急的な措置をします。軽微な怪我であればこれで様子を見ます。
- ② 怪我の程度により保護者の方に連絡し、病院で診察を受ける場合があります。
- ③ 急なお迎えをお願いする場合があります。

## (3) ケンカといじめ

子どもが集団になると、どうしても発生してしまうものとして「ケンカ」と「いじめ」があります。前者は双方に理由と責任があることが多く、また発見するのも容易なため、その時に解決することがそう難しくないのですが、後者の発見、解決は容易ではありません。





### ここをお願いします！

保護者の方たちにも、子どもの様子に注意いただき、「おかしいな？」と感じることがあれば情報の提供をお願いします。また、解決に導く際にはデリケートな判断を要する場合には、保護者の方々にも相談させていただくことになりますので、お力添えくださいますようお願いします。

## （4）器物等の破損事故

学校施設や備品、クラブ施設や備品など、活動中に子どもが破損させてしまう恐れがあるものは色々あります。

破損事故が起きたとき、それが故意によるものなのか、不可抗力なものなのかを子ども達から聞き取り、時には強く叱ることもしなくてはなりません。



### ここをお願いします！

こうした事故が発生した際には保護者の方にもお話をさせていただきますが、子ども達が、指導者には話したがらない事情や理由をもっていたり、ケンカやいじめ等に繋がる事情があったりしたとき、又はそうした事情を子どもから聞いた時には、知り得た情報を指導者にも教えて頂けると助かります。

なお、破損した器物の修繕費用については、学校のものか、クラブのものかで変わってきます。学校のもの（クラブ以外のもの）であれば、「児童クラブ共済」の賠償責任保険が適用されますが、クラブのものには保険適用がされません。いずれにしても、事情もなく故意に器物を破損させた場合には、その費用を保護者の方にご負担いただく場合がありますので、ご注意くださいますようお願いします。



## (5) 保護者間のトラブル

いじめやケンカ、それから器物破損事故なども個人的な持ち物の破損となれば発展する可能性のあるものが、保護者を巻き込んだトラブルです。

子どもたちの双方に事情と責任がある場合には、クラブにおける指導員の対処は「両成敗」です。しかし、実際には「両方悪い」で済まされる問題だけではありません。

例えば、A君がB君の頭を殴ったら、怒ったB君がA君のランドセルを壊してしまったという場合、クラブにおいては「両成敗」で、双方が「ごめんなさい」と言えばそれで解決してしまいますが、壊れたA君のランドセルはどうなるのでしょうか？

A君の保護者の方が話を聞いて「それじゃ仕方ない」として買い換えるのか、B君の保護者の方が話を聞いて「それじゃ申し訳ない」として弁償するのか、実は明確な答えをクラブに求められても答えられないのが現実です。

A君、B君の保護者同士でお話し合いをしていただき、円満に解決いただくしかないのです。これがうまくいかない時、「トラブル」が発生することになりますので、保護者同士のコミュニケーションも大事なことであるということをご理解いただきたいと思います。

## (6) 宿題の添削

児童クラブで子どもたちにやらせる宿題は、「宿題をやる」という習慣づけが大きな目的です。宿題の中身、学力の確認は、家に帰ってから保護者の方が行うようお願いします。

逆に保護者さんの方で、家で子どもと一緒に宿題をやりたい、というご希望があるようでしたら、あらかじめ指導員にその旨を伝えていただくようお願いします。



## (7) 事前の連絡、家庭での言い聞かせ

学校が終わったら、子どもたちは帰宅せずに児童クラブ室に帰るルールとしています。特に連絡もなく帰宅してしまう子どもがいた場合、指導員はその子を心配して捜し歩くことになりますので、クラブを休ませる時には必ず事前に連絡をお願いします。

- \* 「今日は子どもの体調が悪いから、自宅で休ませよう」 → 事前に連絡を！
- \* 「〇〇日は仕事が休みだから子どもと一緒に過ごそう」 → 早めに連絡を！
- \* 「水曜日は塾だから早めに帰らせなくちゃ」 → あらかじめ連絡を！

また、クラブ活動中に黙って帰ってしまったり、どこかへ遊びに行ってしまった子どもも、やはり指導員が探しに行くことになります。

捜し歩くのは指導員としての役目でもあるわけですが、預かる子どもは 他にも大勢いますし、何より思わぬ危険に巻き込まれる可能性が非常に高くなります。各ご家庭におかれても、児童クラブに通っている間は勝手に校外（または園外）に出ることのないように子どもに言い聞かせてください。



#### (8) お迎え時間の遵守（土曜、夏休み、秋休み、冬休み、春休み）

お迎えは18時00分までとしています。慢性的に18時00分を過ぎることが予想されるのであれば、何か対策を講じていただく必要があります。

#### (9) 家庭事情の変化などの自己申告について

家庭事情の変化により利用要件を満たさなくなった場合には、（第5号様式、クラブ備え付け）により退会を申し出ていただくわけですが、実際にはなかなか申出がされない傾向にあります。必要に応じて実態を調査し、利用要件をみたしていないと判断される場合には、こちらから退会のご相談をさせていただくこともあります。あらかじめご承知おきください。

#### (10) お迎え時の注意



保護者の方のお迎えの多くは車によるものです。決して広くはない学校やクラブの駐車場を利用していただくわけですが、時間的に集中するが多く、また、小さいお子さんを連れてお迎えに見えられる保護者の方もあるなど、お迎え時の駐車場には実は多くの危険が潜んでいます。

車同士の接触、人と車の接触、それが小さいお子さんやお迎えを待っている子どもだったら…など、心配をはじめたらキリがありませんが、夕暮れ時は事故の多発する時間帯でありますので、駐車場内だけではなく、帰りの道中についても充分ご注意いただきますようお願いします。

保護者様にお子さんを引き渡した後は、無事にご自宅に着かれるまで、保護者様には細心の注意をいただき、翌日また、元気なお子さんをクラブでお預かりさせてください。